

◆ 税制上の優遇措置 ◆

個人の場合

○「特定寄付金受領証」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」（清真学園発行）を添え、当該年分の確定申告の手続きをお取りください。

◆ 所得税控除 「①税額控除」または「②所得控除」のいずれかの制度を選択することが可能です。

①税額控除制度・・・寄付金額から2,000円を差し引いた額の40%に相当する額が、当該年の所得税額から控除されます。所得税率に関係なく、所得税額から直接控除されるため、多くの場合において所得控除よりも減税効果が大きくなります。

$$\text{（寄付金の額} \times 1 - 2,000 \text{円）} \times 40\% = \text{寄附金特別控除額} \times 2$$

②所得控除制度・・・寄付金額×1 から2,000円を差し引いた額が当該年の所得から控除されます。

※1 その年の総所得金額等の40%が上限 ※2 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限

◆ 住民税の軽減※3

寄付をした翌年1月1日時点でお住まいの都道府県・市区町村が、条例で清真学園を寄附金控除の対象法人として指定している場合※4、個人住民税額の寄附金控除を受けることができます。

$$\text{（寄付金の額} - 2,000 \text{円）} \times \text{控除率（都道府県民税：4\%、市区町村民税：6\%）}$$

※3 控除を受けられる寄付金額は、総所得金額等の30%が上限です。

※4 寄附金税額控除対象と指定されているかは、お住まいの自治体のHPをご確認いただくか、お近くの税務署にご確認ください。

企業等法人の場合

- 「受配者指定寄付金」をご利用の方は、受配者指定寄付金「寄付金受領書」（事業団発行）を添え、当該事業年度の確定申告の手続きをお取りください。
- 「特定公益増進法人」をご利用の方は、「特定寄付金受領証」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」（清真学園発行）を添え、当該事業年度の確定申告の手続きをお取りください。

学校法人に対する寄付に係る優遇措置一覧（参考）

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定寄付金 ※日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う「受配者指定寄付金制度」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団が企業等法人から一旦寄付金を受入れ、これを寄付者（企業等法人）が指定する学校法人（清真学園）へ寄付する事業。	寄付金の全額が損金算入できる (財務大臣指定) ※財務大臣の指定を受けておりますので、本制度を利用して私立学校へ寄付をした企業等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。 ※手続きには3か月程度の期間を要します。
	特定公益増進法人	(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2 (茨城県知事指定) ※上記を超えた文は一般寄付金として損金算入できます。 (資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4